

ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2024 年 10 月 VOD 研修②

研修の概要	<p>2024 年 10 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。</p> <p>該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2024 年 10 月 1 日（火）～10 月 31 日（木）</p> <p>※効果測定の提出は 10 月 31 日（木）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。</p> <p>効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。</p>
受講講座名	<p>日行連 中央研修所 研修サイト より</p> <p>＜その他＞行政書士による権利擁護セミナー 「身元保証等高齢者サポート事業とは？～行政書士との関わり方を考える～」</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (https://gyosei.informationstar.jp/) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「政策関係研修」→「政策関係研修 その他」→「＜その他＞行政書士による権利擁護セミナー「身元保証等高齢者サポート事業とは？～行政書士との関わり方を考える～」を選択し、資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>その他法律科目 2 時間</p> <p>※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。</p> <p>【Google フォーム URL】</p> <p style="text-align: center;">https://forms.gle/RxPQdJWf4V1uFaQo6</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信される メール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡 について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。</p> <p>※原則は上記 Google フォームにて解答をお願いしていますが、どうしても Google フォームで解答できない方に限り、メールで提出することを可とします。下記メールアドレスに必要事項（①氏名、②メールアドレス、③登録番号（8 桁）、④会員番号（4 桁））を記載の上、本紙を PDF 等で添付して送付ください。宛先：koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org 尚、質問等もこちらのメールアドレスへご連絡ください（本会事務局への問い合わせはお控えください）。</p>

効果測定問題

2024年10月実施 日行連VOD

<その他>行政書士による権利擁護セミナー

「身元保証等高齢者サポート事業とは？～行政書士との関わり方を考える～」

以下の各問題について、内容が正しいものについては○を、誤っているものには×と解答してください。解答は、Google フォームにて提出してください。なお、VODの内容、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

1. 身元保証等高齢者サポートサービスは、「身元保証」のみを指しており、これ以外のサービスは身元保証等高齢者サポートサービスに該当することはない。
2. 厚生労働省は、権利擁護に関する支援の一環として、権利擁護人材（市民後見人等）の育成事業を行っている。
3. 身元保証等高齢者サポートサービスを必要とされる人は減少傾向であるため、適正化は必要ない業界であるといえる。
4. 身元保証等高齢者サポート事業を行う事業者への調査の結果、事業者の法人形態としては、「株式会社」が最も多いことが分かった。
5. 身元保証等高齢者サポートサービスについて、利用者が契約の性格を理解して契約できるよう、契約手続きや手順について、明確化・ルール化すべきであると指摘されている。
6. あらかじめ利用者から預託金を取る身元保証等高齢者サポート事業者はほとんどない。
7. 今後の課題の一つとして、「事業の認知度が低く、事業自体への信頼が醸成されていない」という点が挙げられている。
8. 身元保証の対象は「金銭的に余裕のある身寄りのない方」に限られ、これに該当しない高齢者は別のサービス等を利用すべきである。
9. 内閣府消費者委員会が発表する「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」で、「身元保証等高齢者サポート事業」は「高齢者等に対し、少なくとも身元保証サービス又は死後事務サービスとして掲げたものを提供する事業」と定義づけられている。
10. 高齢者サポートサービスは、「家族・親族がやっていたことを代行」する役割があると考えられる。